

支部規程

1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）定款施行細則第2条に基づき、協会の支部について定める。

2. 支 部 名

別表記載の支部とする。

3. 支 部 会 員

該当する地域に属する全正会員。

4. 所 属

- (1) 正会員はその在籍する公認スキー学校の属する支部に所属する。
- (2) 公認スキー学校は該当する地域の支部に所属する。ただし、理事会が認めた場合は他の支部に所属することができる。
- (3) 公認スキー学校に在籍していない正会員は、支部長の承認を得て支部に所属することができる。
- (4) 支部に所属した場合は所属期間を9月末日までとする。
継続的に所属する場合は、再度手続きを行わなければならない。

5. 支部長の選出方法

- (1) 支部長は、支部会員で公認スキー学校に在籍する者のなかから選出する。
- (2) 支部長の選出方法は、支部に一任する。

6. 会 計

- (1) 支部費の金額及び徴収方法は支部に一任する。
- (2) 協会は、支部経費の一部を補助する場合がある。
- (3) 支部は、協会に対し毎事業年度経過後20日以内に会計報告する。

7. 報 告

- (1) 支部は、事務所の住所・電話番号等に変更があった場合は速やかに協会に報告する。
- (2) 支部は、協会に対し毎年4月末に中間報告、6月末に次期の収支予算案を提出する。
- (3) 支部は、協会に対し毎事業年度経過後20日以内に事業報告する。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成24年10月17日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年3月24日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し令和3年9月16日から施行する。

別 表

	支 部 名	地 域 (都道府県名)
1	北 海 道	北 海 道
2	北 東 北	青森・岩手・秋田
3	南 東 北	宮城・山形・福島
4	関 越	新潟・群馬・栃木・千葉・東京・埼玉・茨城 神奈川・山梨・静岡
5	志 賀 高 原	長野
6	長野東北信	長野
7	長野中信	長野
8	西 日 本	富山・石川・福井・岐阜・愛知・滋賀・京都 三重・奈良・和歌山・大阪・兵庫・岡山 鳥取・広島・島根・山口・香川・愛媛・徳島 高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎 鹿児島・沖縄